

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明度がガバナンスにおいて有効であると考え、金融商品取引法等の関連法令及び証券取引所の定める適時開示規則等の諸規則に基づく事項のみならずステークホルダーにとって有用な情報を、IRを通じて適時、財務状況、経営状況、経営成績、リスク要因、コーポレート・ガバナンスの確保のための諸制度などの経営情報を市場・株主・従業員へ向けて積極的に開示していきたいと考えております。

当社は経営の透明度及びコンプライアンスという観点で常に経営を監視しつつ、株式会社の目的の一つである適正な利潤の追求と株主の皆様に対し長期的な企業価値の増大と還元を実現するため、業務執行における経営判断の「質」と「スピード」を重視したコーポレート・ガバナンスの整備に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
玉井 信光	10,095,500	5.02
株式会社CAT-MY	10,000,000	4.97
藤井 優子	3,576,400	1.78
SBI証券株式会社	2,942,500	1.46
松井証券株式会社	2,522,700	1.25
楽天証券株式会社	2,281,700	1.13
田村 直丈	1,806,000	0.90
青島 正章	1,708,000	0.85
ロバート・ハースト	1,634,300	0.81
小松 秀輝	1,502,000	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	9月
-----	----

業種	その他金融業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
川崎 史顯	他の会社の出身者												
太田 健一	他の会社の出身者												
鈴木 健次郎	他の会社の出身者												
大山 亨	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 史顯			川崎史顯氏は、1968年から2000年まで日本生命保険相互会社に勤務してしました。当社は、同社と生命保険、確定拠出年金等に係る取引が年間21百万円あります。また、同氏は2015年12月から2019年12月に当社社外監査役に就任しておりましたが、その就任前に営業全般に関する助言及び相談業務を受嘱しておりました。	川崎史顯氏は、生命保険会社を経て損害保険会社の経営に携わり、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。また2015年12月より当社の常勤監査役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行って来ました。これらの経験と実績を引き続き当社の監査等に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役としております。

太田 健一		太田健一氏は、2002年9月まで当社の取引銀行である株式会社みずほ銀行に在籍しておりましたが、既に同社を退職してから18年経過しており、同氏の独立性に問題はありません。	<p>太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年多くの企業成長を支えてきました。この経歴に加え、国立研究開発法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムにおける財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験、知見を投資銀行事業を営む当社の監査等に活かしていただくために、監査等委員である社外取締役としております。</p> <p>同氏は東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。</p>
鈴木 健次郎		鈴木健次郎氏は、当社と顧問契約を締結してコンプライアンスに関する相談、助言及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の委員の業務を2018年4月から2020年12月まで受嘱しておりますが、当該顧問契約の報酬額は月額30万円であり多額ではないため、同氏の独立性に問題はございません。	<p>鈴木健次郎氏は、金融行政及び金融業界における要職を歴任するなど豊富な経験があり、財務、会計及び法務に関する知見など幅広い見識を有しております。また、現在、当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において外部専門家の委員として出席しており、コンプライアンスに関するご提言をいただいております。これらの経験、知見により投資銀行事業を営む当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくために、監査等委員である社外取締役としております。</p> <p>同氏は東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。</p>
大山 亨			<p>大山亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、豊富な業務経験を通して、財務・会計に関する相当の知見を有しております。それらに基づき、客観的・中立的な立場から当社経営の監査・監督をおこなっていただくため、監査等委員である社外取締役としております。</p> <p>同氏は東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会から求めがある場合には、速やかに監査等委員会の職務を補助する監査等委員会スタッフを置くこととしております。当該スタッフは、内部監査室(専任1名、兼任2名)が中心となり、内部監査等との兼任で監査等委員会の職務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査部門の実施する監査毎に報告を受けるものとしております。

また、当社及び子会社の㈱ムーン物語は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法等に基づく監査を委嘱しております。海外子会社であるSGI-Group B.V.は、同監査法人と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームに監査証明業務を委嘱しております。

監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人から四半期ごとに報告を受けるなど、積極的に意見及び情報の交換を行い、監査の質的向上を図っております。

経理部門は、会計監査人に個別案件ごとの会計処理の適切性や会計基準の準拠性の事前確認などを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、株式報酬型ストックオプションを付与しており、単年度の業績のみならず、中・長期的な業績向上に注力することを期待しております。

ストックオプションによる報酬等の額は、年額37,500千円以内であり、退職慰労金の性格に鑑み、取締役に対する固定報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとしております。付与される新株予約権には、長期インセンティブとして、取締役等を退任しないと権利行使ができない旨の条件を付し、株式1株当たりの払込金額を1円とし、当社普通株式の交付を受けることができる内容となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションについては、「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」のとおりです。

当社従業員、子会社の取締役・従業員に対しては、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な企業価値向上のための有効なインセンティブの一つとして通常型のストックオプションを、職位に応じて、付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年9月期に係る当社の取締役、監査役に対する報酬等の額は以下のとおりです。

取締役(社外取締役を除く。) 92百万円(基本報酬) (ストックオプション) 92百万円(報酬等の総額) 対象となる員数4名
監査役(社外監査役を除く。) (基本報酬) (ストックオプション) (報酬等の総額) 対象となる員数 -
社外役員 25百万円(基本報酬) (ストックオプション) 25百万円(報酬等の総額) 対象となる員数4名

上記には、当社子会社の取締役を兼任している取締役に対する、当社子会社から支払われている報酬は含まれておりません。

2001年9月25日開催の臨時株主総会に基づく取締役の報酬額は、年額500百万円以内であります。
また、2007年12月20日の定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件について決議しており、当該報酬等の額は年額75百万円以内であります。

また、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会の決議により、当社は監査等委員会設置会社に移行しており、同定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は年額250百万円以内(同定時株主総会終結時点における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名(うち社外取締役は0名))、監査等委員である取締役の報酬額は年額100百万円以内(同定時株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は4名)と、それぞれ決議しております(定款上の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数の上限は4

名、監査等委員である取締役の員数の上限は5名)。また、同定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額37,500千円以内と決議しております(同定時株主総会終結時点における取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は2名)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の報酬(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は、基本報酬(固定報酬)、株式報酬型ストックオプションで構成しており、業績連動報酬は採用していません。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、基本報酬(固定報酬)のみで構成しております。

<基本報酬>

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬については、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、株主総会で承認された金額を上限として、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)毎に、全体業績に対する経営責任、業務執行責任等について評価を行い素案を作成し、社外取締役である常勤監査等委員がその算定根拠等を確認することで決定しております。

・監査等委員である取締役の報酬については、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議の上決定しております。

<株式報酬型ストックオプション>

・株式報酬型ストックオプションについては、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に割り当てるものであります。

この報酬等の額は、退職慰労金の性格に鑑み、取締役の固定報酬(基本報酬)の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとなっており、取締役会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役が独立した立場から経営への監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門、内部統制部門との連携の下、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、取締役会で充実した議論を行うために、取締役会事務局が社外取締役に対して、取締役会の決議及び報告事項に関する事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社は、監査等委員会設置会社であります。

・取締役会は、以下の議長及び構成員の計8名で構成されております。原則として毎月1回定例取締役会を、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催して、経営の基本方針、経営戦略等の経営に関する重要事項及び各種法令で定める事項について審議・決定するとともに重要事項の報告がなされ、個々の取締役の業務執行状況の監督を行っております。なお、当社は、定款の定め及び取締役会の決議に従い、法令により取締役会の専決事項として定められた事項、一定額以上の投融資、組織変更等を除き、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に重要な業務執行を委任しております。

議長: 玉井 信光(代表取締役社長)

構成員: 鷲本 晴吾(取締役副社長)、千田 高(取締役)、吉岡 尚子(取締役)

川崎 史顯(社外取締役 常勤監査等委員)、太田 健一(社外取締役 監査等委員)

鈴木 健次郎(社外取締役 監査等委員)、大山 亨(社外取締役 監査等委員)

・監査等委員会は、以下の委員長及び構成員の計4名で構成されており、全員が社外取締役であります。監査等委員は、監査等委員会で定めた監査基準及び監査計画に従い、取締役会等の重要会議への出席のほか、常勤の監査等委員の経営会議への出席、株主総会における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任、解任、報酬に関する意見陳述権の行使等を通じて、取締役の職務執行の監査・監督を行います。

委員長: 川崎 史顯(社外取締役 常勤監査等委員)

構成員: 太田 健一(社外取締役 監査等委員)、鈴木 健次郎(社外取締役 監査等委員)

大山 亨(社外取締役 監査等委員)

・当社は経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。

・経営会議は、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役、執行役員、必要に応じて執行部門の部門長及び子会社の取締役等が参加して、個々の業務執行状況の報告や今後の具体的施策に関する協議等を行っております。

議長: 玉井 信光(代表取締役社長)

構成員: 鷲本 晴吾(取締役副社長)、千田 高(取締役)、吉岡 尚子(取締役)

川崎 史顯(社外取締役 常勤監査等委員)、執行役員、他

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が、監査等委員会設置会社を選択している理由は、以下の通りです。

コーポレート・ガバナンスの強化

監査等委員会設置会社では、過半数が社外取締役である監査等委員が取締役会において議決権を有することにより、外部意見を取り入れ、取締役会の監督機能を強化できると考えております。また、監査等委員会において、業務執行取締役の選任、報酬の妥当性についての検証を行うことも含め、経営全般の監督を行うことで、経営の透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることができます。

業務執行の機動性向上

監査等委員会設置会社は、重要な業務執行について、一定の条件の下で取締役会の決議により取締役へ委任することで、業務執行の機動性が向上し、急速に変化する事業環境に対応することが可能となります。また当社では、取締役会において、中長期を含む経営戦略等の議論を更に充実させることで、企業価値の向上を目指しております。

なお、当社グループの本業である投資銀行事業の人員数や、事業規模等に照らし、業務執行取締役をコンパクトな人員数とするとともに、コーポレート・ガバナンスの実行性を一層高めるため、取締役の3分の1以上を社外取締役としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は9月30日であり、毎年12月に株主総会を開催しております。日本では一般的に3月決算の会社が多く、6月末に株主総会が集中いたしますが、当社はそれに該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を導入しております。2018年9月期の定時株主総会よりスマートフォンでQRコードを読み取ることにより、ID・パスワード不要で議決権行使を簡単にできる「スマート行使」を導入しています。
その他	2020年12月22日に開催した第26期定時株主総会においては、招集通知の発送に先駆け、同年11月26日に当社ホームページにおいて招集通知を早期掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、毎年定期的に個人投資家向けの説明会を開催しております。2020年の個人投資家向けの説明会については3月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となったため、同月にウェブ上でIR会社説明会をIR担当部門長が説明者となり開催いたしました。なお、開催後、質問を受け付け、回答はウェブ上で公開しました。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページURL： http://www.fgi.co.jp/ において、IR情報（投資者向け情報）として、IRニュース（適時開示資料）、財務ハイライト、IRカレンダー、IRライブラリー、株主メモ、電子公告を掲載しております。また、IR情報ではIRに関するメール配信サービスの登録ができます。事業案内では、当社グループの事業内容並びに投資先企業の紹介等の情報を随時更新しており、事業内容、経営成績及び財政状況の閲覧が可能となっております。英文のサイトも同様に用意しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：事業統括部 IR担当役員：取締役副社長 上席執行役員 鷲本 晴吾	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	FGIグループコンプライアンス規範やFGIグループ行動規範において、各種ステークホルダーとの関わりについて基本的な行動の規範を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を、以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人(以下総称して「役職員」という。)の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

フィンテック グローバル株式会社(以下「FGI」という。)は、FGI及びその子会社からなる企業集団(以下「FGIグループ」という。)の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。

(1) FGIグループは「FGIグループ 行動規範」及び「FGIグループ コンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。

(2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または監査等委員会等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程(以下「法令・定款等」という。)の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。

(3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長(以下「社長」という。)直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長、取締役会及び監査等委員会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。

(4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともに、FGI及び主な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査等委員、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益取扱いを行わない仕組みを構築する。

(5) FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。

(6) FGIグループは反社会勢力との取引は行わず、また、反社会勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理(廃棄を含む)する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

(1) FGIは、「リスク管理規程」を定め、 から を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。

信用リスク
コンプライアンスリスク
流動性リスク
オペレーショナルリスク

(2) FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。

(3) FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項について検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するため次の体制を整備する。

(1) 取締役会を月1回定時に開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。

(2) FGIは、効率的かつ機動的な業務執行のために取締役会の権限の一部を取締役へ委任する。取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。

(3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。

(1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。

(2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社の監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社へ

の報告が行われる体制を整備する。

(3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制

(1) FGIは「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。

(2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

FGIは、監査等委員会から求めがある場合には、速やかに監査等委員会の職務を補助する監査等委員スタッフを置くこととする。

9. 上記8.の使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) FGIは、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、その独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の当該補助職務に対する指揮命令権は、監査等委員会が有するものとし、取締役(監査等委員を除く。)からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

FGIは、役職員が監査等委員に報告するため次の体制を整備する。

(1) 役職員はFGIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査等委員会による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査等委員会に都度報告する。

(2) 監査等委員会はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIは、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

(1) 監査等委員は、社長その他の取締役または会計監査人とそれぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換する。

(2) 監査等委員は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、子会社の監査役を兼務する。

(3) 監査等委員(常勤)は、適時かつ確に職務執行状況を把握するため、経営会議に出席する。また、その他の会議体の議事録、資料等を閲覧できる。

(4) 監査等委員は、必要に応じて、監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係は一切持たないとの基本方針のもと、当社の「FGIグループコンプライアンス規範」で定められた反社会的勢力対応の一貫として反社会的勢力チェック体制を整備し、その運用を徹底、適宜その体制改善を図ること、反社会的勢力を一切排除する取り組みを実施しております。

具体的には、当社もしくは当社関係会社が行う取引について、原則として全取引先に対し、取引の事前及び定期的に、取引先及びその経営者等について調査を行うことを基本としております。また調査結果についてはデータベース化を行うことで情報の蓄積を図るとともに、必要に応じて外部専門家と連携するなど、体制の強化を図っております。

また、当社が締結する契約書等には、反社会的勢力であることが判明した場合は解除事由となる条項を設けるなど、様々な措置を講じており、万一そのような勢力からの接触・介入があった場合には、社内外で連携を図りながら毅然とした態度で対処する所存であります。

その他

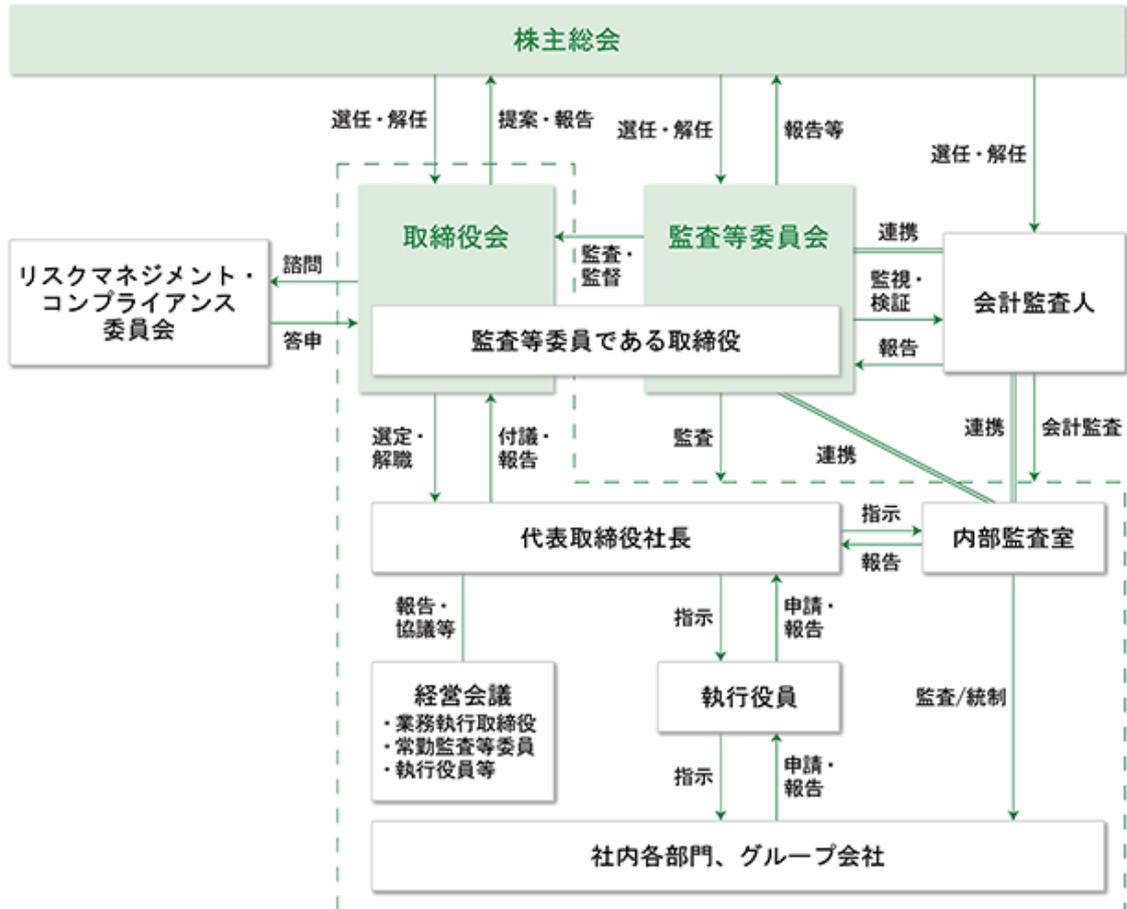
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

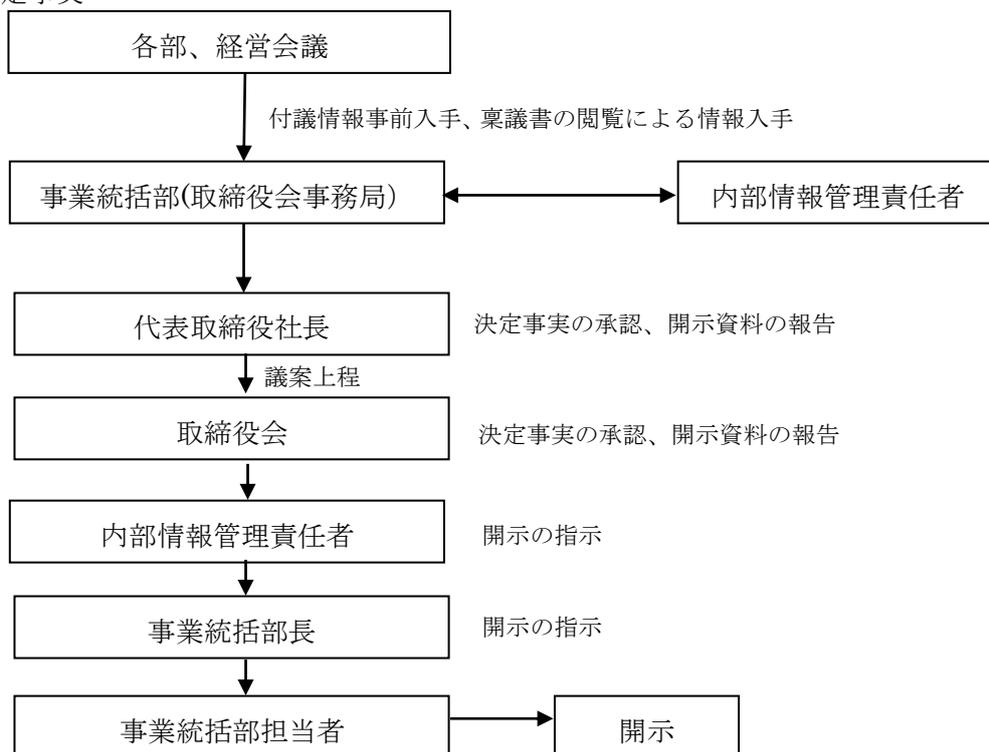
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



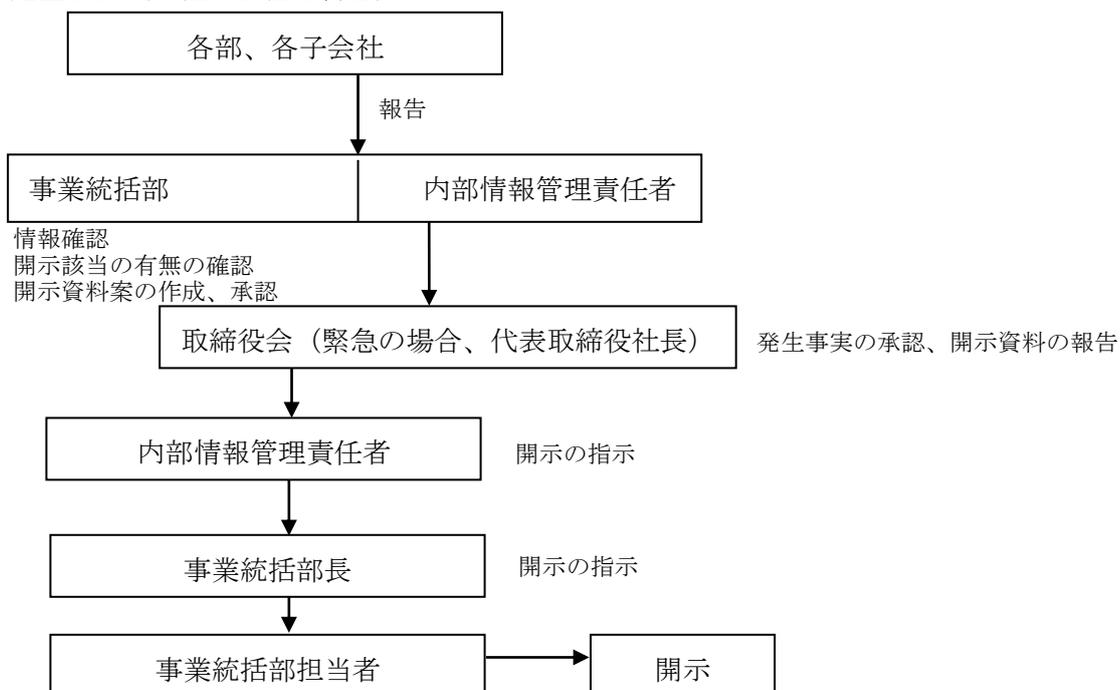
【開示フロー図】

① 決定事実

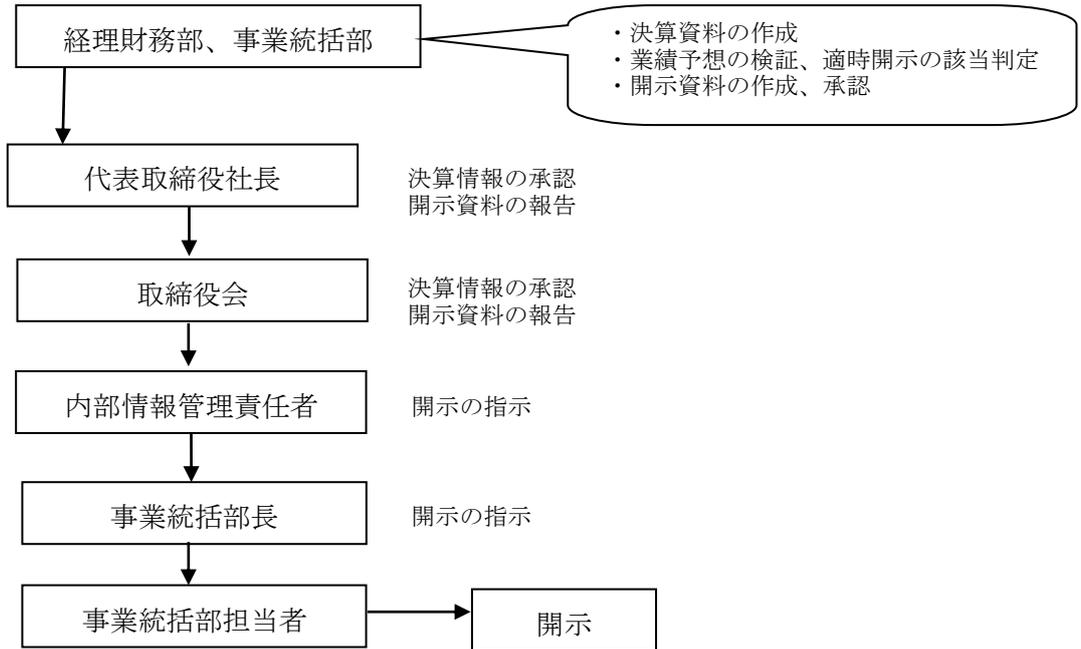


(決定事実が取締役に付議されない場合、当該決定事実を代表取締役社長が承認後直ちに、上記と同様の手続きで開示を行う。監査等委員会の決定事項については、事業統括部が監査等委員会と連携をとり、監査等委員会が承認後直ちに、上記と同様の手続きで開示を行う。)

②発生事実 (当社子会社を含む)



③決算情報



④子会社の決定事実

